

◆
**欧州委員会からの異議告知書
(Statement of Objections) 受領について**

横浜ゴム(株)(社長:南雲忠信)は、今年5月1日にマリンホース販売でのカルテル行為に関し、欧州委員会からの異議告知書^注を受領いたしました。

当社は、異議告知書記載の内容を精査・検討し、適切な対応を取ってまいります。

(注)異議告知書(Statement of Objections)とは、EU競争法違反の疑いがある行為に対する、欧州委員会の送付段階における暫定的見解を記載した文章です。この文章は、欧州委員会の最終判断のための準備段階の文章であって、最終判断に直結するものではありません。なお、この文章を受領した事業者は、反論を含め、意見を述べる事が認められています。

このリリースに関するお問い合わせ先
横浜ゴム(株) 広報部 担当:石塚
TEL:03-5400-4531 FAX:03-5400-4570